

装具(レディメイド)の本体価格の承認の流れ(案)

① 申請者が市町村に装具(レディメイド)に該当しそうな装具の支給申請



② 市町村又は更生相談所が、厚労省に照会



③ 厚労省から補装具メーカーに確認



④ 補装具メーカーが補装具の本体価格の承認希望書(添付書類含む)を厚労省に提出



⑤ 厚労省において内容を確認



⑥ 承認



⑦ 厚労省から補装具メーカーに承認番号・本体価格を通知



⑧ 当該装具の本体価格等について、市町村又は更生相談所に連絡



⑨ 厚労省において、当該装具をリストに収載し、ホームページに掲載



⑩ 市町村又は更生相談所にお知らせ

補装具の本体価格の承認希望書(記載要領)(案)

<申請書類の記入方法>

1. 金額はすべての項目で、製品一個あたりの金額を記載してください。
2. 製造原価は可能な限り実費で記入するようにしてください。個別の製品の積み上げで算出することが難しい場合は、製品群、製造全体に係る費用を申請製品の寄与する割合で按分する方法でも問題ありません。
3. 製造原価、輸入原価以外に梱包資材費、取扱説明書など、輸入の場合は国内での再包装、日本国内販売用の取扱い説明書など申請企業が直接負担している場合は梱包資材費等に記載してください。
4. 輸入の場合は、金額欄には輸入原価を記載し、備考欄には契約書・インボイス等の日付、通貨、為替レートとその基準日を記載するとともに、あわせて挙証資料も提出ください。
5. 本体価格は、完成用部品として指定されているものを除き、オーダーメイドで算定した額の75%が上限となります。
6. 厚生労働省において、承認希望書について審査を行った後、承認番号と本体価格をお知らせするとともに、厚生労働省ホームページにおいて公表します。
7. カタログ、Web サイト等において、以下の情報を公開ください。
→製品名、承認番号、補装具費支給制度の上限価格、サイズ展開、取扱い方法

<挙証資料>

- ・製品写真(装具全体が写っていること)
- ・カタログ、チラシ、Web サイト上の製品ページを印刷したもの
- ・取扱説明書(保証期間が明記されていること)
- ・オーダーメイドにより算定した場合の算出内訳が分かる資料
- ・(輸入の場合)契約書・インボイス等の写し

<申請方法及び申請先>

製品ごとに、別紙様式と挙証資料を電子ファイルにし、以下の自立支援振興室宛のメールでお送りください。

複数の製品の申請を一つのファイルで申請できますが、その際は申ファイル内で申請製品毎に個別ファイルを作成し保存してください。

<申請受付期間>

令和6年4月1日から受付を開始します。

<申請先・問い合わせ先>

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課 自立支援振興室 障害者支援機器係

TEL:03-5253-1111 内線 3073

Mail:hosougu@mhlw.go.jp

(別紙様式)

補装具の本体価格の承認希望書 (案)

申請事業者			
メーカー名 (略名・ブランド名)		メーカー型番	完成用部品収載の有無
装具名称	種類	サイズ	製造・輸入の別
	硬性・軟性	S・M・L・その他 ()	製造・輸入
想定される障害名		装具の機能・目的	

以下、製造品・輸入品とも製造原価に関わる部分を記入してください。

原価要素/種別		製造品 (円)	輸入品 (円)
製造原価	原材料費 (消費税込)		
	直接労務費		
	製造経費 (消費税込)		
	梱包資材費 (消費税込)		
	国内諸掛 (流通経費、マージン)		
①製造原価計			

以下、輸入品の場合のみ記入してください。

表示価格通貨	適用為替レート	適用基準日	適用参照レート

厚生労働大臣 殿

上記により、装具 (レディメイド) にかかる本体価格の承認を申請します。

令和 年 月 日

申請者 (事業者名)

(代表者)

(住所)

(担当者)

(担当者連絡先 電話・Mail)

(厚生労働省記入欄)

令和 年 月 日

承認番号:

②一般販売管理費等	係数		
③営業経費	係数		
④流通経費	係数		
⑤合計 = 本体価格			